

専用軌道と道路占用

徳崎香

更ニ道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受クルコトヲ要セ
サル義ニ有之

二、第二問ニ付テハ御意見ノ通

三、第三問ニ付テハ後段御意見ノ通

青森縣知事照會

(昭和十年八月八日青土第三八四八號)

大正十二年十二月内務省令第四五號専用軌道ノ規定ニ依

軌道法第一條第二項に所謂一般交通の用に供せざる軌道、即ち専用軌道の道路占用に関する手續に就て、内務省は青森縣知事の照會に對し次の回答を發してゐる。本回答に依り明にせられた點に若干の研究を試みむとす。

土木局長回答（昭和十年十二月十七日甲第三四號）

八月八日青土第三八四八號ヲ以テ御照會ニ依ル標記ノ件
左記ノ通御承知相成度

記

一、第一問ニ付テハ大正十二年十二月内務省令第四十五
號第一條ニ據リ地方長官ノ許可ヲ受クルヲ以テ足リ

一、専用軌道ノ敷設ニ依ル道路ノ占用ニ付テハ大正十二
年十二月内務省令第四五號ニ何等ノ規定ナキヲ以テ

ル道路占用ニ關シテ左記ノ如ク疑義相生シ目下差懸リタル件有之候ニ付何分ノ御指示相仰度此段及照會候也

軌道法第四條ノ規定ニ依ル時ハ更ニ道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受クルコトヲ要セサルコトモ解セラルモ右軌道法ノ規程ハ専用軌道ニ付テハ適用ナク從テ更ニ道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ要スルモノト解シ差支ナキヤ

二、占用料ニ付テモ右同様道路法第二十八條ニ依ル占用

ト同一方法ニ依リ占用料徵收差支ナキモ

三、軌道ノ營業年限ハ軌道法ノ解釋ニ依レバ制限ナキモ

専用軌道ニ付テモ同様ナリヤ又ハ地方長官ニ於テ命

令又ハ處分ニ依リ制限ヲ附シ得ルヤ

此の照會並に回答に依り次の點が明かにせられてゐるものと思はれる。

(イ) 専用軌道の敷設に依る道路の占用は地方長官の許可を以て足ること

(ロ) 但し、それは大正十二年十二月内務省令第四十五號に依るものであつて、軌道法第四條が専用軌道に準用せられる譯ではないこと

(ハ) 専用軌道の道路占用料も軌道法の支配を受けるものでなく道路法に依り徵收し得るものであること

(ニ) その營業權の制限は地方長官限り命令又は處分に依り之を附し得ること而して、照會中の第三問營業權の制限に付いては多くを論ずる要はないものと思はれるから、主として第一、第二問に付て研究せむとす。

二

第一問に付ては、軌道法が専用軌道に原則として準用なきは軌道法第一條の解釋上當然と言えるが、同法第四條同様の解釋が専用軌道に於ても言ひ得るや否やに付、次の兩意見が存する。

甲說 大正十二年十二月内務省令第四十五號第一條に依れば一般交通の用に供せざる軌道を道路に敷設せむとする者は地方長官の許可を受くべしと規定せられ本件許可事項は地方長官に其の權限を附與せられ道路管理者は此

等事業に關する限り許否の權限を除外せられたるものとす而して地方長官が右處分を爲すに方りては同令第三條に於て「地方長官第一條ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ軌道ノ敷設ニ關シ關係道路管理者ノ意見ヲ徵スベシ」と規定し知事が許可處分を爲すに方り道路管理者上支障の有無を明にし道路管理上支障なきを期したるものにして更に道路管理者の許可又は承認を要せざるものとす。

乙説 軌道法の規定が一般的に専用軌道に準用なき以上は同法第四條の規定が専用軌道に準用なきは明瞭なり然も前内務省令中には軌道法第四條に相當する規定なく道路法上の道路管理者の權限は其儘依然として其の手に残りたるものと解するの外なし單に地方長官が管理者の意見を徵するの手續を以て占用の許可に代用することを得ずそれは意見を徵せらるゝに止り管理者の意見通りにすを規定せざりしか敢て之を爲さざりしは専用軌道敷設は

道路法の規定の支配を受けしめむとの意圖に外ならず思ふに、甲説は結果に於て妥當にして、乙説は文理に走つてゐるものと言ふことが出来る。右内務省令は簡にして其の意を盡せざる所多く、解釋論に俟つ所が多いのであるが本問亦其の一場合である。即ち條文の不備に依り當然に存し得る疑問とも言ふことが出來やふ。

今甲乙兩説を比較するに、若し甲説の如く「専用軌道の許可事項は地方長官に其の權限を附與せられ道路管理者は是等事項に關する限り許否の權限を除外せられたもの」となす意見は、軌道法に於て其の第三條の存する以上第四條は無用の規定となす結果となるものであるから其の理由を其儘に贊する能はざる所である。又乙説の如く右内務省令第三條の意味を極度に狹義に解釋するは、敢て文理偏愛解釋に墮せむとするものであつて採り難きものである。

斯く見來れば、本問は要するに法の不備に因り起りたる問題であるが、法の不備の場合には其の不備を認識してこそ解釋は正當になる。即ち内務省令第三條に於て道路管理

者の意見を徵するは、道路占用に付て其の許可又は承認を要せずとするとの前提であらねばならない。此の前提あつて許可又は承認を要せずとの明文なきは、其の意あつて其の形整はざるものである。此の明文なき所を衝いて喜ぶ乙説は採るべきでなく、法の意の存する所を察して解すべきものと信じ結論は甲説を探る。凡そ一の行爲に對する國家の許可若くは承認が、一途に出でることは其の事務上の理想である。軌道敷設の場合に大臣の許可を以て道路管理者の許可又は承認を含むとなす軌道法第四條の規定も其の意に外ならぬ。専用軌道の場合も同様であるべく、特に此の理想を排除すべき特別の事情も認められぬから、内務省令第三條の意を察して斯くは解すべきものと私は信ずる。

きやの疑問である。然し、軌道法が原則的に専用軌道に準用なきことは第一問研究の大前提であつて、軌道法第一條の解釋上明瞭のことである。内務省令第五條に軌道法の準用せられる場合が定められてゐるが、占用料に付ては準用の規定はないのであるから、専用軌道に軌道法第四條後段の規定の準用なきは勿論である。然も此の場合には、内務省令第三條の如く特別解釋の手がかりもないから、自然道路法の規定が適用せられることとなる譯である。第一問の場合と第二問の場合とに存する此の差異は、問者の深く意に留めざりし事項と見られるが、本回答上内務省令第三條は第一、第二問と道路法との關係を決する重要な役割を受持つてゐるものである。

思ふに、一般交通の用に供する軌道と、一般交通の用に供せざる専用軌道とが、占用料の上に於て此の區別ある取扱を受けるのは當然であつて法意亦此に存したものと思はれる。此の點内務省令の不備は存しない。

第一問は道路占用料に付いて、道路法第二十八條に依り之を徵収し差支なきや、若くは右専用軌道に關する内務省令に依り軌道と等しく占用料に關し特別なる取扱を受くべ